

新潟県条例第45号

新潟県空港条例の一部を改正する条例

新潟県空港条例（昭和39年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(着陸料等の徴収) 第18条 使用者からは、別表に定めるところにより算出される金額に <u>1.1</u> を乗じて得た額の着陸料及び停留料（以下「着陸料等」という。）を徴収する。ただし、停留料は、航空機の空港における停留時間が6時間未満である場合は、徴収しない。 2 (略)	(着陸料等の徴収) 第18条 使用者からは、別表に定めるところにより算出される金額に <u>1.08</u> を乗じて得た額の着陸料及び停留料（以下「着陸料等」という。）を徴収する。ただし、停留料は、航空機の空港における停留時間が6時間未満である場合は、徴収しない。 2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に佐渡空港に停留している航空機の当該停留に係る停留料（停留時間が24時間を超える場合にあつては、当該停留を開始して最初の24時間に係るものに限る。）の徴収については、なお従前の例による。